

○主催者挨拶 あかま 二郎 国家公安委員会委員長

国家公安委員会委員長のあかま二郎でございます。
犯罪被害者月間中央イベントを開催するにあたり、御挨拶を申し上げます。

本日は、講演者やパネリストの方々を始め、多くの皆様方に御出席を賜り、またオンラインで御視聴いただきまして、誠にありがとうございます。

政府では、犯罪被害者等に対する国民の理解の増進を図るため、本年からは11月1日から12月1日までを「犯罪被害者月間」として、関係機関・団体と連携・協力の下、広報啓発を強化しております。

ここで、犯罪被害者月間に当たり、高市総理大臣から国民の皆様へのメッセージをお預かりしておりますので、代読をさせていただきます。



～高市総理大臣メッセージ～

11月1日から12月1日までは「犯罪被害者月間」です。

平成16年に犯罪被害者等基本法が成立してから間もなく21年が経過します。その間、国は犯罪被害者等支援のための様々な取組を重ねてまいりました。今後も引き続き、関係機関・団体との緊密な連携協力の下、各種施策の一層の充実強化に取り組んでまいります。

そして、これらを実効性のあるものとするためには、国民お一人お一人のお力がとても大切です。犯罪の被害に遭われた方、その御家族や御遺族は、ある日突然、生命を奪われ、家族を失い、傷害を負わされ、財産を奪われるといった痛ましい被害に遭われています。また、被害の影響で住居や仕事を失わざるを得ないこともあります。精神的にも大変に辛い思いをされるなど、その境遇は本当に痛ましいものがあります。国民の皆様には、まず、こうした方々がいらっしゃることを、よく知っていただきたいと思えます。

その上で、どんなに小さなことからでもかまいません。犯罪被害者等のために皆様ができる支援を始めていただきたいと思えます。いたわりの心を持って見守

る、静かに話を聞く、更に進んで手を差し伸べるなど、皆様の支援の一つ一つが、犯罪被害者等の身体や心を、少しずつ癒していくものとなります。

今回、福岡県の高校生が

「わたしにも できる支援が ここにある」

との標語を考えてくださいました。まさに、支援とは、このようなものであると思います。誰もが犯罪の被害に遭う可能性があります。身の周りに、不幸にして犯罪の被害に遭われてしまった方がいらした場合には、その方のお気持ちを自分のことに置き換えて受け止めていただき、できることから支援の手を差し伸べていただきたいと思います。

私は、犯罪被害者等の方々を支援する気運を、これまで以上に盛り上げてまいりたいと考えています。これまで「犯罪被害者週間」としていたものは、期間を延ばして「月間」とし、広報啓発を一層強化してまいります。また、「言葉にせずともぎゅっと包み込む」そんな思いを込めて、シンボルマーク「ギュっとちゃん」の浸透を図り、国民の皆様方の理解と支援の輪を広げてまいりたいと思います。犯罪被害者等の方々を支援する取組を、官民一体となって推進し、深めてまいりましょう。

最後に、間違っても、犯罪被害者等を誹謗中傷することは、決してあってはなりません。そのようなことのない明るい社会を造ることが、犯罪被害者等の支援のために大変に重要なことだと考えています。

国民の皆様には、これら犯罪被害者等支援への一層の御理解と御協力を、心よりお願い申し上げます。

令和7年11月28日

内閣総理大臣 高市 早苗

最後に、国家公安委員会委員長として申し上げます。

実は、私の隣にあるこのぬいぐるみが、犯罪被害者等支援のシンボルマーク「ギュっとちゃん」です。今、私が胸に着けているのも「ギュっとちゃん」のピンバッジですが、今月の閣議において、高市総理大臣を始め全閣僚がこのピンバッジを着用していただいたことを御存知でしょうか。社会全体で犯罪被害者等への理解の輪を広げる取組を進めていくことが重要であり、私から全閣僚にピンバッジの着用をお願いしたことも、こうした取組の一環です。

本日のイベントについても、犯罪被害者等の方々が置かれている状況や支援の必要性について皆様の理解を深めていく機会となり、社会全体で犯罪被害者等の方々を支えていくという気運が更に高まっていくことを改めて御祈念申し上げ、私の挨拶とさせていただきます。